

外務省 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規定を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ロ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ホ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む
- ヘ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

2 優先的検討の対象とする事業

外務省が維持管理する国内施設の運営等に関し、単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。ただし、現に PPP/PFI 手法の導入を前提とした検討がされている場合及び災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある場合についてはこの限りでない。

なお、建築物の建設及び改修で、事業費の総額が 10 億円以上の事業の場合、国土交通省に対して支出委任を行い、国土交通省優先的検討規程にて検討を行うものとする。また、当該建築物の運営等に関して検討を行う必要がある場合は、併せて優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の開始時期

公共施設等の運営等の見直しを行う場合又は既存契約終了の2年前をめぐりに、優先的検討を行うものとする。

4 PPP/PFI 手法及び公表

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は原則として包括的民間委託方式を選択するものとする。例外的に包括的民間委託方式以外の PPP/PFI 手法を導入する場合には、詳細に検討を行った上、その結果を公表するものとする。

5 規程の見直し

外務省は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。